

改善報告書

大学名称 洗足学園音楽大学 (大学評価実施年度 2015年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	基準 4 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	音楽学部・音楽研究科ともに、学位授与方針に課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を示していないため、改善が望まれる。教育課程の編成・実施方針においても、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学の目的に沿って、音楽学部・音楽研究科ごとに学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を策定し、ホームページ等で広く公表していた。しかし、音楽学部・音楽研究科ともに、それらの方針は教育目標の文言をいい換えたに等しい内容であり、学位授与方針は課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を示したものではなかった。また、教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示したものではなかったため、双方の方針について改善の必要があった。
	評価後の改善状況	2016(平成 28)年 12 月及び 2017 (平成 29) 年 2 月の教務委員会に於いて、「洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院修了認定・学位授与の方針」を改訂した。具体的には、大学に於いて、大学レベルと学部レベルとコースレベルの 3 つのレベルで策定した。大学院に於いては大学院レベルと研究科レベルの 2 つのレベルで策定した。その結果、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力

	<p>等の学習成果を「卒業認定・学位授与の方針」及び「修了認定・学位授与の方針」に明示することができた。これを受けて、同年 3 月の学部教授会・大学院教授会にて、「洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院修了認定・学位授与の方針」の制定について、審議の上、承認された。(1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5、1-1-6)</p> <p>2017（平成 29）年 2 月のカリキュラム委員会に於いて、「洗足学園音楽大学教育課程の編成・実施の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院教育課程の編成・実施の方針」を改訂した。大学に於いて大学レベルと学部レベル、大学院に於いては大学院レベルと研究科レベルの 2 つのレベルで策定した。大学・大学院レベルでは「教育課程編成の方針」「教育課程実施の方針」の 2 項目に分けて記述した。また、学部・研究科レベルでは「教育内容」「教育方法」「評価」の 3 項目に分けて記述した。その結果、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を「教育課程の編成・実施の方針」に明示することができた。これを受けて、同年 3 月の学部教授会・大学院教授会にて、「洗足学園音楽大学教育課程の編成・実施の方針」及び「洗足学園音楽大学大学院教育課程の編成・実施の方針」の制定について、審議の上、承認された。(1-1-7、1-1-8、1-1-9、1-1-10、1-1-5、1-1-6)</p> <p>以上のように、音楽学部・音楽研究科ともに、改善が図られた。</p> <p>なお、「卒業認定・学位授与の方針」及び「修了認定・学位授与の方針」については教務委員会にて、「教育課程の編成・実施の方針」についてはカリキュラム委員会にて、定期的に検証している。(1-1-11、1-1-12、1-1-13)</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1-1 「第 4 回教務委員会議事録(2016 年 12 月 1 日開催)」</p> <p>1-1-2 「第 5 回教務委員会議事録 (2017 年 2 月 21 日開催)」</p> <p>1-1-3 「洗足学園音楽大学卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」</p>

No.	種 別	内 容
2	基準項目	基準4 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	音楽学部が掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するには、現在の教養教育では不十分なため、教養科目の内容や教育課程の編成方法を検討するよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	本学が重要性を認識している教養教育については、学生の教養科目取得単位数を 2011（平成 23）年度から 2014（平成 26）年度までに 2 倍にすることを目標としていた。しかし、2014（平成 26）年度の実際の平均取得単位数は減っており、目標を達成できていなかった。教養科目の内容や教育課程の編成方法について改めて検討を行い、自ら掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するよう改善の必要があった。
	評価後の改善状況	カリキュラム委員会のワーキンググループ、カリキュラム委員会、学部教授会において本学に相応しい教養教育の考え方について議論を重ねてきた。最終的に、「音楽は教養そのものでもあり、音楽を通じて全人的な教養を深める。レッスン・実技も含めた専門科目に於いても、教養教育を実施していく。」という基本方針、及び全開設科目を通じて全学的に教養教育を行うという考え方を確認した。(1-2-1、1-2-2、1-2-3、1-2-4、1-2-5、1-2-6) その中で、教養科目の大幅な増設を行い、科目内容の充実を図った。前回の大学評価受審時には教養科目は 37 科目であったが、「心理学・栄養学・動作学」等 52 科目を新設し、2019（令和元）年度のカリキュラムでは 2014（平成 26）年度比 2.4 倍の 89 科目とした。また、放送大学との単位互換科目を 14 科目から、「社会学入門・国際理解のために・問題解決の進め方」等を増やし、4.9

	<p>倍の 69 科目に拡充した。(1-2-7、1-2-8)</p> <p>次に、教養科目の年間履修目標単位数を変更した。当初、教養科目については、「年間 8 単位/4 年間 32 単位」を修得するよう、履修指導していた。その目標単位数が卒業要件単位 (124 単位) に占める割合は 25.8% である。必修単位は 24 単位であり、それが卒業要件単位に占める割合は 19.4% である。専門必修科目より高く設定されている当初の目標値は、バランスを欠いたかなり無理のある目標値であったという反省から、2018 (平成 30) 年度入学生より、目標値を「年間 4 単位/4 年間 16 単位」に変更した。その結果、的確でバランスのとれた履修指導方法が見出された。(1-2-6)</p> <p>最後に、教養科目という科目区分名称がその他の科目に於いても教養教育を実施している本学の基本方針に誤解を与えたとの認識に立ち、教養科目を一般総合科目に変更した。その結果、教養教育は全科目において実施されることとなった。</p> <p>以上のことから、音楽学部が掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するに足る教育課程を編成することができた。</p> <p>今後については、カリキュラム委員会に於いて、ワーキンググループを組織し、一般総合科目の内容について引き続き検証していく。(1-1-13)</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-2-1 「教養教育について (中間報告) (2017 年 6 月 29 日)」</p> <p>1-2-2 「カリキュラム委員会ワーキンググループ 2016 年度報告」</p> <p>1-2-3 「第 3 回カリキュラム委員会議事録 (2017 年 6 月 29 日開催)」</p> <p>1-2-4 「第 6 回カリキュラム委員会議事録 (2018 年 2 月 22 日開催)」</p> <p>1-2-5 「学部教授会議事録 (2018 年 3 月 1 日開催)」</p> <p>1-2-6 「教養教育について (最終報告) (2018 年 2 月 22 日)」</p> <p>1-2-7 「2014 年度履修要項 (P. 9, P. 40)」</p> <p>1-2-8 「2019 年度履修要項 (P. 9, P. 44)」</p> <p>1-1-13 「第 1 回カリキュラム委員会議事録 (2019 年 4 月 18 日開催)」</p> <p><大学基準協会使用欄></p>

No.	種 別	内 容
3	基準項目	基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	音楽研究科において、既修得単位の認定に関する規程がないので、大学院設置基準に沿って適切に単位を設定したうえで、規程を整備するよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	音楽学部・音楽研究科ともに、開設授業科目の必修・選択の区分やそれぞれの単位数、成績評価の基準については、『履修要項』に明記していた。しかしながら、既修得単位の認定については、音楽学部では適切な基準を学則に定めているものの、音楽研究科ではこれまで対象となる学生がいなかったことから学内基準を定めていなかったため、大学院設置基準に沿って適切に単位を設定したうえで、規程を整備するよう改善する必要があった。
	評価後の改善状況	2016（平成 28）6 月の教務委員会に於いて、既修得単位の認定について、大学学則の当該条文を基に大学院学則改正案を策定し、併せて、具体的な運用規定である「洗足学園音楽大学学生の他の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」及び「洗足学園音楽大学大学院学生の他の大学院における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」を策定した。審議の結果、2017（平成 29）年度大学院学則変更及び同規程の制定を行うことが承認された。これを受けて、同年 7 月の学部教授会にて、「洗足学園音楽大学学生の他の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」の制定について、審議の上、承認された。(1-3-1、1-3-2、1-3-3) 同じく、7 月大学院教授会にて、2017（平成 29）年度学則変更及び「洗足学園音楽大学大学院学生の他の大学院等における学修による単位等

No.	種 別	内 容
4	基準項目	基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	音楽学部および音楽研究科のシラバスでは、「授業計画」において各回の具体的な授業内容が記述されていないため、学生の学修に役立つシラバスにするよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	シラバスは音楽学部・音楽研究科ともに統一した書式で作成し、ホームページに公開していたが、その記載内容は教員や科目によって精粗があった。特に、「授業計画」の欄では「各回の内容を明示すること」を前提にしているにもかかわらず、毎回同じタイトルが示されている科目が多く見受けられたため、改善する必要があった。
	評価後の改善状況	<p>2017（平成29）年9月のFD委員会・大学院FD委員会に於いて、2017（平成29）年度シラバスチェックの結果が報告された。「授業計画」に関する指摘件数は321件というものであり、十分な改善が見られなかった。「授業計画」の記載内容に関しては、アカデミックプロデューサー（コースを代表・統括する教員）が中心となり、コース内で記述内容に関して、検討していくことが確認された。（1-4-1、1-4-2）</p> <p>2018（平成30）年8月の教務委員会に於いて、「シラバス作成要領」に基づく、執筆の徹底を図ることが確認された。同年10月のFD委員会・大学院FD委員会に於いて、2018（平成30）年度シラバスチェックの結果が報告された。「授業計画」に関する指摘件数は199件と、2017（平成29）年度の2/3程度に減少したが、十分に改善されたとは言い難いので、教授会の他、カリキュラム委員会でも報告し、最重要項目であることを踏まえ、共通認識のもと、改善に向け取り組んでいくことが確認された。（1-4-3、1-4-4、1-4-5、1-4-6、1-4-7、1-4-8）</p> <p>2019（令和元）年度開講予定科目のシラバスを</p>

改善状況に対する評定	1	2	3	4	5
------------	---	---	---	---	---

No.	種 別	内 容
5	基準項目	基準 7 教育研究等環境
	指摘事項	公的研究費以外の研究倫理に関し、不正防止に向けた規程・体制の整備や研修会を行っていないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	研究倫理に関し、公的研究費については「洗足学園音楽大学公的研究費規程」を整備していた。しかし、研究活動における不正行為への対応に関する規程・体制の整備や研修会などを含む研究倫理教育を行っていなかったため、計画的に取り組むよう、改善の必要があった。
	評価後の改善状況	<p>研究倫理教育・研修会については、2015（平成 27）年度に科学研究費補助金を受給している研究者 2 名に対し、研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために」（日本学術振興会）を支給し、通読を義務付けた。さらに、2016（平成 28）年度、文部科学省作成のコンプライアンス教育コンテンツ（動画）の視聴を案内し、受講を確認した。科学研究費補助金に携わる事務職員についても、2016（平成 28）年度から 2017（平成 29）年度にかけて、研究者と同様に不正防止に向けた体制整備として、コンプライアンス教育コンテンツの受講を義務付けている。（1-5-1、1-5-2）</p> <p>科学研究費補助金については、研究活動における不正行為が行われないように特に注意している。2016（平成 28）年度からは、毎年定期的に研究費の使用について監査を行っており、研究機関として不適切な使用が無いように継続的な体制の整備を図っている。（1-5-3）</p> <p>2018（平成 30）年 9 月に専任教員向けに研究活動の不正行為等に関する取扱い規則を再度周知し、研究倫理教育の重要性の再認識を促した。また、定期的な研究倫理教育として「科学の健全な発展のために」テキストデータを、学内掲示板ポータルを用いて配付し、全ての専任教員が閲覧したことを確認した。（1-5-4、1-5-5）</p>

2. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

2015（平成 27）年度に大学基準協会で大学評価を受審し、2016（平成 28）年 3 月適合評価を受けた。

2016（平成 28）年 1 月 7 日教授会にて、専任教員に向けて大学評価（委員会案）を報告し、①「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」の検証、②教養科目の内容や教育課程の編成方法の検討、③音楽研究科における既修得単位認定に関する規程の整備、④シラバスの改善、⑤研究倫理に関する規程・体制の整備 5 点の努力課題及び特記事項について確認した（資料 2-1）。

次に、2016（平成 28）年 1 月 14 日臨時の自己点検・評価委員会を開催し、「大学基準協会評価結果（委員会案）」「大学評価分科会報告書」「大学財務評価分科会報告書」について、委員である各コースの代表教員に報告し、この評価についての意見申し立ての是非を審議した。「点検・評価を行い、認証評価を受けることにより、他者の目で努力課題の洗い出しが行えた。これらを真摯に受け止め、本学の長所を伸ばしながら、偏りを正し、3 年後の改善報告に繋げていきたい。」という学長の意見が採択され、意見申し立てを行わず、指摘された改善事項の改善に着手することが確認された（資料 2-2）。

指摘された改善事項の改善を図る際に、これを内部質保証の一環として位置づけたうえで、対応に着手することとし、具体的には、学長を長とし、特別ワーキンググループを組織し、個々の改善事項に係る教授会・委員会及び事務局等にて改善に向けた方策の策定など内部質保証体制の整備をすることになった。そして定期的に自己点検・評価を実施し、外部有識者からの助言を取り入れる体制とした（資料 2-3）。

2016（平成 28）年 4 月 4 日及び 5 日に開催された教員説明会に於いて、教員に「大学・短大事務局の概要」を説明すると共に、認証評価結果と改善事項を説明し、認識を以て本学の教育に着手する意識の醸成を促した（資料 2-4）。

2016（平成 28）年 4 月 14 日自己点検・評価委員会に於いて、前年度受審した大学基準協会の認証評価の結果が 3 月末に公表され、「適合」となったが、努力課題が付されていることが、改めて報告された。2016（平成 28）年度の点検・評価については、「洗足学園音楽大学大学評価結果」の提言に記載されている努力課題を実施項目とすることが審議・承認され、個々の改善事項について、各所管委員会等で点検・評価を行った上で、改正を行い、改善に結びつけていくことが提案された。また、点検実施者、点検の指示、評価基準の策定を決定すると共に、評価の視点については、大学基準協会の基準に準拠した形で評価を行うことが確認された（資料 2-5）。

2016（平成 28）年 6 月 16 日自己点検・評価委員会にて、努力課題①「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」の検証を行った上での三つのポリシーの策定、努力課題③音楽研究科における既修得単位の認定、について審議された。努力課題①については、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、2017（平成 29）年 4 月 1 日には、3 ポリシーを連動させて策定し、公表しなければならないことから、示された 3 ポリシーのガイドラインに従い、今年度中に 3 ポリシーの策定を行うことを決定した。努力課題③について

は、大学設置基準第 15 条に準拠し、大学学則第 43 条及び第 45 条に既修得単位に関する規定を定めていたが、これを準用して、新たに大学院学則に 2 つ条文を定めることを決定した。また、規程についても、大学と大学院について、「洗足学園音楽大学学生の他の大学等における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」「洗足学園音楽大学大学院学生の他の大学院における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程」の制定案を以て、教務委員会にて審議し、制定することで、学則及び規程の整備を行うことを決定した（資料 2-6）。

2016（平成 28）年 9 月 15 日自己点検・評価委員会にて、5 つの努力課題の内、②教養科目 ③既修得短期の認定 ③シラバス改善 ④研究倫理 について、進捗状況が報告された（資料 2-7）。

2016（平成 28）年 11 月 17 日自己点検・評価委員会にて、2017（平成 29）年 4 月より施行される大学設置基準施行規則の改正に伴う、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを、文科省が策定したこと、これに基づき、本学でも、現在 3 ポリシーについて検証を行っていることが改めて報告された。併せて、第 3 期認証評価における大学評価システムの変更についても報告が為され、内部質保証システムの機能化の促進などが急務であることが確認された（資料 2-8）。

2017（平成 29）年 3 月 16 日自己点検・評価委員会にて、① 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針 ② 教養課程・教養科目 ③ 既修得単位の認定 ④ シラバス改善 ⑤ 研究費倫理規程、の 5 つの努力課題についての 2016（平成 28）年度の改善状況が報告され、これに対しての自己評価（評定）が審議され、以下表 1 の通り承認された（資料 2-9）。

表 1 2016（平成 28）年度 自己評価（評定）

No.	項目	該当部分	関連委員会	事務分掌	自己評価(評定)
1	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針	【努力課題】 音楽学部・音楽研究科ともに、学位授与方針に課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力等の学習成果を示していないため、改善が望まれる。	教務委員会	学務部	A
		【努力課題】 (音楽学部・音楽研究科ともに、)教育課程の編成・実施方針においても、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。	カリキュラム委員会	学務部	A
2	4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容	【努力課題】音楽学部が掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するには、現在の教養教育では不十分なため、教養科目の内容や教育課程の編成方法を検討するよう改善が望まれる。	カリキュラム委員会 ・教務委員会	学務部	C
3	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法	【努力課題】 音楽研究科において、既修得単位の認定に関する規程がないので、大学院設置基準に沿って適切に単位を設定したうえで、規程を整備するよう改善が望まれる。	大学院教授会	学務部・事務局長室	A
4	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法	【努力課題】 音楽学部および音楽研究科のシラバスでは、「授業計画」において各回の具体的な授業内容が記述されていないため、学生の学修に役立つシラバスにするよう改善が望まれる。	カリキュラム委員会	学務部	C
5	7. 教育研究等環境	【努力課題】 公的研究費以外の研究倫理に関し、不正防止に向けた規程・体制の整備や研修会を行っていないため、改善が望まれる。	研究費審査委員会	学務部	A

同評定は、2017（平成 29）年 3 月 27 日教授会にて、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、既修得単位の認定、研究費倫理規程の 4 項目については、それぞれ所管の委

員会等にて検討を重ね、規程の改正或いは制定、それに伴う研修会の開催などにより、評定 A(おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている)に該当する。教養課程・教養科目の充実については、WG での検討に終わっており、委員会まで上がってきておらず、具体的な成果が見受けられないこと、シラバス改善については、シラバスチェックなどを行ったものの、改善されたのは 3 科目に留まっていることから、評定 C(方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い)とした。」と報告されている(資料 2-10)。

2017(平成 29)年 4 月 4 日及び 5 日に開催された教員説明会に於いて、教員に、昨年度末時点での努力課題の改善状況と評定結果を説明し、特に 2017(平成 29)年度は、改正されたディプロマ・ポリシー、カリキュラムポリシー等に基づき、評定が C に終わった教養科目の充実とシラバス改善を目標として、教育研究の進展を図ることが確認された(資料 2-11)。

2017(平成 29)年 4 月 13 日自己点検・評価委員会に於いて、2017(平成 29)年度の点検・評価については、継続審議となっている「教養科目充実」「シラバス改善」を重点的な実施項目とし、評価の視点については、大学基準協会の基準に準拠した形で評価を行うことが審議・承認された。また、2016(平成 28)年度 大学基準協会 自己点検・評価結果について、55 大学が受審し、全ての大学が「適合」となったことが報告された(資料 2-12)。

2017(平成 29)年 6 月 15 日自己点検・評価委員会にて、「教養科目充実」「シラバス改善」の現状と、第 3 サイクルを迎える認証評価の変更ポイントなどが報告された(資料 2-13)。

2017(平成 29)年 9 月 14 日自己点検・評価委員会にて、「教養科目充実」「シラバス改善」の現状の中間報告が為された(資料 2-14)。

2018(平成 30)年 3 月 15 日自己点検・評価委員会にて、「教養科目充実」「シラバス改善」についての 2016(平成 28)年度の改善状況が、以下表 2 の通り、審議・決定された。教養科目の内容や教育課程の編成方法については、評定 A(おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。)、シラバス改善の改善状況については、評定 B(方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。)という結果であった。シラバスについては、次年度以降も継続して、改善を重ねていくことが確認された(資料 2-15)。

表2 2017(平成29)年度 自己評価(評定)

No.	項目	該当部分	関連委員会	事務分掌	自己評価(評定)
1	4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容	【努力課題】音楽学部が掲げる「豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成する」という目的を実現するには、現在の教養教育では不十分のため、教養科目の内容や教育課程の編成方法を検討するよう改善が望まれる。	カリキュラム委員会	学務部	A
2	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法	【努力課題】音楽学部および音楽研究科のシラバスでは、「授業計画」において各回の具体的な授業内容が記述されていないため、学生の学修に役立つシラバスにするよう改善が望まれる。	カリキュラム委員会	学務部	B

同評定は、2018(平成30)年3月29日教授会にて、審議の結果、教授会の意見として承認された(資料2-16)。

2018(平成30)年4月3日及び4日に開催された教員説明会に於いて、教員に、昨年度末時点での努力課題の改善状況と評定結果を説明し、2018(平成30)は、残る努力課題であるシラバス改善を目標として、学生の学修に役立つシラバスの作成に留意することが確認された(資料2-17)。

2018(平成30)年4月12日自己点検・評価委員会に於いて、2018(平成30)年度の点検・評価については、継続審議となっている「シラバス改善」を重点的な実施項目とし、評価の視点については、大学基準協会の基準に準拠した形で評価を行うことが審議・承認された。また、2017(平成29)年度 大学基準協会 自己点検・評価結果について、48大学が受審し、45大学が「適合」、2大学が「期限付適合」、1大学が「不適合」となったことが報告された(資料2-18)。

2018(平成30)年6月14日自己点検・評価委員会にて、「シラバス改善」の現状を確認すると共に、第3サイクルを迎える認証評価の新たな評価体制などが報告された(資料2-19)。

2018(平成30)年9月13日自己点検・評価委員会にて、「シラバス改善」の現状の中間報告が為された(資料2-20)。

2018(平成30)年11月15日自己点検・評価委員会にて、FD委員会資料を基に、「シラバス改善」の現状として、2018(平成30)年度シラバスチェックの結果について報告が為された(資料2-21)。

2018(平成30)年12月13日IR委員会にて、「シラバス改善」の方策としてして、2019(平成31)年度シラバスの作成指導を行うことについて、審議・承認された。2017(平成29)年度・2018(平成30)年度の2年度に亘りシラバスチェックに於いて、「授業計画」の記載について指摘を受けた87科目と、2018(平成30)年度新たに指摘を受けた111科目について、個別に対応し、改善を図ることとなった(資料2-22)。

FD委員会にて、2019(平成31)年度シラバスについて、「臨時シラバスチェック」を行い、授業計画等について、指摘を受けた190科目を担当する教員に個別に指導を行った結果、指摘事項190件が修正後0件となった。

2019(平成31)年3月14日自己点検・評価委員会にて、この報告に基づき今年度評定をA評定(おおむね、方針に基づいた活動が行われ理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。)と評価した(資料2-23)。

同評定は、2019(平成31)年3月25日教授会にて、審議の結果、教授会の意見とし

て承認された（資料 2-24）。

2019（平成 31）年 4 月 2 日及び 3 日に開催された教員説明会に於いて、以下表 3 の通り、教員に、昨年度末時点での自己点検・評価結果（表 3）、FD 委員会で行ったシラバスの改善状況を説明した。シラバスは、授業内容との整合性が確保されていることが重要であり、継続してシラバスチェックを実施していくことが報告された（資料 2-25）。

表 3 2018（平成 30）年度 自己評価（評定）

No.	項目	該当部分	関連委員会	事務分掌	自己評価（評定）
1	4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法	【努力課題】 音楽学部および音楽研究科のシラバスでは、「授業計画」において各回の具体的な授業内容が記述されていないため、学生の学修に役立つシラバスにするよう改善が望まれる。	FD委員会 カリキュラム委員会	学務部	A

<根拠資料>

- 2-1 平成 27 年度 洗足学園音楽大学 教授会 (2016. 1. 7) 議事録
- 2-2 平成 27 年度 臨時 自己点検・評価委員会 (2016. 1. 14) 議事録
- 2-3 内部質保証体制図
- 2-4 大学・短大事務局の概要(2016. 4. 4, 4. 5)
- 2-5 平成 28 年度 第 1 回 自己点検・評価委員会 (2016. 4. 14) 議事録
- 2-6 平成 28 年度 第 2 回 自己点検・評価委員会 (2016. 6. 16) 議事録
- 2-7 平成 28 年度 第 3 回 自己点検・評価委員会 (2016. 9. 15) 議事録
- 2-8 平成 28 年度 第 4 回 自己点検・評価委員会 (2016. 11. 17) 議事録
- 2-9 平成 28 年度 第 5 回 自己点検・評価委員会 (2017. 3. 16) 議事録
- 2-10 平成 28 年度 洗足学園音楽大学 教授会 (2017. 3. 27) 議事録
- 2-11 大学・短大事務局の概要(2017. 4. 4, 4. 5)
- 2-12 平成 29 年度 第 1 回 自己点検・評価委員会 (2017. 4. 13) 議事録
- 2-13 平成 29 年度 第 2 回 自己点検・評価委員会 (2017. 6. 15) 議事録
- 2-14 平成 29 年度 第 3 回 自己点検・評価委員会 (2017. 9. 14) 議事録
- 2-15 平成 29 年度 第 5 回 自己点検・評価委員会 (2018. 3. 15) 議事録
- 2-16 平成 29 年度 洗足学園音楽大学 教授会 (2018. 3. 29) 議事録
- 2-17 大学・短大事務局の概要(2018. 4. 3, 4. 4)
- 2-18 平成 30 年度 第 1 回 自己点検・評価委員会 (2018. 4. 12) 議事録
- 2-19 平成 30 年度 第 2 回 自己点検・評価委員会 (2018. 6. 14) 議事録
- 2-20 平成 30 年度 第 3 回 自己点検・評価委員会 (2018. 9. 13) 議事録
- 2-21 平成 30 年度 第 4 回 自己点検・評価委員会 (2018. 11. 15) 議事録
- 2-22 平成 30 年度 第 4 回 IR 委員会 (2018. 12. 13) 議事録
- 2-23 平成 30 年度 第 5 回 自己点検・評価委員会 (2019. 3. 14) 議事録
- 2-24 平成 30 年度 洗足学園音楽大学 教授会 (2019. 3. 25) 議事録
- 2-25 大学・短大事務局の概要(2019. 4. 2, 4. 3)